

(仮称)熊本市環境影響評価条例及び 技術指針の審議事項について

令和6年5月22日(水)

熊本市環境政策課

- 1 本年度の審議事項
- 2 環境影響評価条例の審議事項
- 3 環境影響評価技術指針の審議事項
- 4 本年度の審議体制及び今後のスケジュール

1 本年度の審議事項

令和5年度に環境審議会及び政策会議で「(仮称)熊本市環境影響評価条例の基本的事項」について審議し承認を得たため、これを基本として、令和6年度は、環境影響評価条例及び環境影響評価技術指針の具体的な審議を行う。

令和5年度

(仮称)熊本市環境影響評価条例の基本的事項
(令和6年3月 環境審議会答申)

① 手続方法

② 地域区分(ゾーニング)

③ 対象事業・規模要件



条例の基本的事項を踏まえ、制度構築に向けた具体的な審議

令和6年度

○ (仮称)熊本市環境影響評価条例 (令和6年度末に制定予定)

条例・規則の条文案等の作成に向けて、より具体的な検討を行う。

○ (仮称)熊本市環境影響評価技術指針(案)※

環境影響評価を行うために必要な調査、予測及び評価の具体的な方法並びに環境影響評価項目などの検討を行う。

※ 環境影響評価条例の施行後に同条例に基づく「技術指針」として令和7年度早々に策定する。

2 環境影響評価条例の審議事項

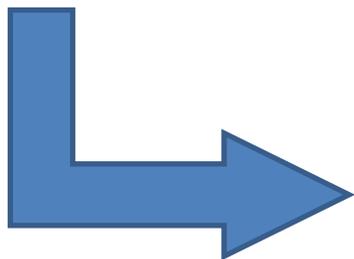
(1) 環境影響評価条例の審議事項

◎ 令和5年度：(仮称)熊本市環境影響評価条例の基本的事項【令和6年3月答申】

	基本的事項	環境審議会の答申の概要
1	手続方法	・「 <u>スクリーニング</u> 」を追加
2	地域区分(ゾーニング)	・「 <u>指定地域</u> 」を追加 ※ 指定地域以外の地域は「一般地域」
3	対象事業の種類	・「 <u>大規模建築物(高層建築物)</u> 」、「 <u>複合事業</u> 」を追加
	対象事業の規模要件	・「指定地域」は、原則、一般地域の50%規模 ・ <u>地下水涵養を十分に行う場合は、アセス要件を緩和</u> など

令和6年度の審議事項

※ 条例・規則の制定に向けてより具体的な検討



審議事項
① 「スクリーニング」の判定基準の概要
② 「指定地域」で規模要件を厳しくする事業
③ 「複合事業」の要件及び一体性の考え方
④ 地下水涵養による「アセス要件緩和」の条件
⑤ 「大規模建築物(高層建築物)」の特例措置

2 環境影響評価条例の審議事項

(2) 環境影響評価条例の審議内容

① 「スクリーニング」の判定基準の概要

- スクリーニングの導入にあたり、「事業特性」、「地域特性」の観点から環境影響の程度を判断する「判定基準」の大きな枠組みを検討する。
- 具体的な「判定基準」は、環境影響評価技術指針の検討の中で、本市の地域特性等を踏まえながら検討する。

② 「指定地域」で規模要件を厳しくする事業

- 指定地域を設定したことに伴い、対象事業が指定地域にどのように関わる場合に規模要件を厳しくするかを検討する(例:対象事業の一部でも指定地域に該当する場合、対象事業の一定規模以上が指定地域に該当する場合など)。

③ 「複合事業」の要件及び一体性の考え方

- 一体的に開発される可能性のある事業の種類や規模要件の検討、「アセス逃れ」のような事業に対しても、適切に環境影響評価を求めるために、一体的と判断する場合の事業の「近接性」、「実施時期」、「実施主体」の基準等を検討する。

2 環境影響評価条例の審議事項

(2) 環境影響評価条例の審議内容

④ 地下水涵養による「アセス要件緩和」の条件

- 熊本県では、地下水涵養を促すために、事業による「地下水の採取量」と「開発による涵養域の減少」の合計を超える涵養等を行うことが確実であると見込まれる場合に、環境影響評価の規模要件を緩和する特例を設けているため、本市においても規模要件を緩和する条件や関係機関と連携した審査体制を検討する。

⑤ 「大規模建築物(高層建築物)」の特例措置

- 本市では、「まちなか再生プロジェクト」により、中心市街地の老朽化した建物の建替促進などに取り組んでおり、これらの施策との整合を図るために、建築物環境配慮制度(CASBEE)を活用した手続の迅速化を検討する。

<まちなか再生プロジェクト>

中心市街地の老朽化した建物の建替えを促進し、耐震性、防火性を向上させ、また、空地を生み出すことで、災害時の避難・活動空間を確保し、まちの防災力向上を図るもの。民間投資を促すため、「① 容積率割増」、「② 高さ基準の特例承認」、「③ 財政支援」などに取り組んでいる。

3 環境影響評価技術指針の審議事項

(1) 環境影響評価技術指針の審議事項

環境影響評価技術指針は、事業者が環境影響評価を適切に行うために必要な具体的方法などを定めるもの。以下の検討方針に基づき、具体的な審議を行う。

<検討方針>

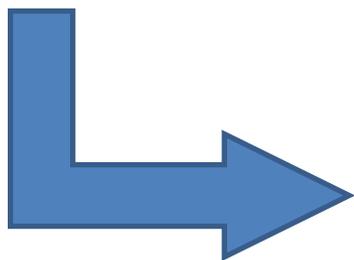
- 原則、熊本県の「環境影響評価技術指針」を基本とし、本市の地域特性や環境影響評価条例で定める事項を踏まえ、環境影響評価に必要な事項を審議する。
- また、本市の環境影響評価制度の検討の視点である「事業者によるより良い環境づくりを促す制度」を踏まえ、ポジティブアセスメント※の評価手法を審議する。

※ 環境改善や環境創造、自然再生等を積極的に評価するもの。

令和6年度の審議事項

審議事項

- ① 「スクリーニング」の判定基準の詳細
- ② 「環境影響評価」の項目
- ③ 「大規模建築物(高層建築物)」の環境影響評価の方法
「複合事業」の環境影響評価の方法
- ④ 「ポジティブアセスメント」の評価手法



3 環境影響評価技術指針の審議事項

(2) 環境影響評価技術指針の審議内容

① 「スクリーニング」の判定基準の詳細

- 環境影響評価の要否を判断するためのより具体的な事業特性、地域特性に関するスクリーニングの「判定基準」を検討する。

<スクリーニングの具体的な判定基準の例>

判定基準	内容
事業特性	・環境に及ぼす影響が大きい技術、工法等の内容を実施するもの ・技術、工法等の実施事例が少なく、環境影響に関する知見が十分でないもの など
地域特性	・大気汚染防止法第5条の2第1項に規定する指定地域 ・水質汚濁防止法第4条の2第1項に規定する指定水域又は指定地域 ・大気の汚染、水質の汚濁又は騒音に係る環境基準が確保されていない地域 ・相当範囲にわたる地盤の沈下が発生している地域 など

② 「環境影響評価」の項目

- 自治体によって、独自の環境影響評価項目を設定している場合があるため、本市の地域特性を踏まえて追加等を検討する。

3 環境影響評価技術指針の審議事項

(2) 環境影響評価技術指針の審議内容

③ 大規模建築物(高層建築物)・複合事業の環境影響評価の方法

- 本市独自で「大規模建築物(高層建築物)」や「複合事業」を環境影響評価の対象事業に設定することから、当該建築物による環境影響評価の項目や環境影響の調査、予測の方法を検討する。

④ ポジティブアセスメントの評価手法

- 「従来のネガティブチェックのイメージから脱却し、事業者自身が積極的に環境づくりに取り組む制度」を構築するため、環境改善や環境創造、自然再生等によるプラスの環境影響を積極的に評価し、事業者に取り組む方法を検討する。

<ポジティブアセスメントの例>

事業種	環境項目	プラス影響の概要
高層建築物	生態系	・駐車場等に対して、生物多様性に配慮した緑化・植栽をすることにより生物生息環境を新たに創出
複合施設	緑地	・事業地(工場跡地)を整備する際の緑化で一体感のある緑地空間を創出、緑化率も増加
廃棄物処理施設	大気汚染等	・現有施設と比べて環境負荷(大気汚染物質や温室効果ガス)が低減

4 本年度の審議体制及び今後のスケジュール

(1) 本年度の審議体制

① 環境影響評価条例、② 環境影響評価技術指針

審議事項

<環境影響評価条例>

- ①「スクリーニング」の判定基準の概要 から
- ⑤「大規模建築物(高層建築物)」の特例措置 まで

<環境影響評価技術指針>

- ①「スクリーニング」の判定基準の詳細 から
- ④「ポジティブアセスメント」の評価手法 まで

(仮称)熊本市環境影響評価条例庁内検討会議

- ・ 環境影響評価条例の対象事業と関連する部署
- ・ 環境影響評価に関連する部署、各局の政策調整を担当する部署

熊本市環境影響評価技術指針等検討委員会 (R6年4月設置)

- ・ 環境影響評価項目の対象となる環境要素の学識経験者、専門家
- ・ 市環境審議会の委員、県環境影響評価審査会の委員経験者など

3 今後のスケジュール

(2) 全体スケジュール

	R5年度	R6年度						R7年度	
		4~5月	6~7月	8~9月	10~11月	12~1月	2~3月		
議会・委員会			報告 骨子		報告 素案		審議 議案		
環境影響評価 条例	基本的事項 (答申)	条文案		政策調整会議	パブリック コメント	条文案 (修正)	上程 議案	公布 制定	10月 施行
環境影響評価 条例施行規則		条文案		政策調整会議	パブリック コメント	条文案 (修正)		公布 制定	
環境影響評価 技術指針		素案				案		策定	
環境影響評価技術 指針等検討委員会		① 会議	② 会議	③ 会議	④ 会議	⑤ 会議		↑	
環境影響評価 審査会(R7年度設置)							移行	設置	
環境影響評価 庁内検討会議		① 会議	② 会議	③ 会議	④ 会議	⑤ 会議			

3 今後のスケジュール

(3) 本年度の審議事項及び会議スケジュール

開催時期	審議事項等	
令和6年5月下旬 第1回アセス検討委員会	(1) 環境影響評価条例の基本的事項 (2) 環境影響評価条例及び技術指針の審議事項 (3) 「スクリーニング」の判定基準の概要 (4) 「指定地域」で規模要件を厳しくする事業 (5) 「複合事業」の要件や一体性の考え方	条例
令和6年7月上旬 第2回アセス検討委員会	(1) 地下水涵養による「アセス要件緩和」の条件 (2) 「大規模建築物(高層建築物)」の特例措置 (3) 環境影響評価条例・施行規則(素案)	条例
	(1) 技術指針の検討方針 (2) 「スクリーニング」の判定基準の詳細 (3) 「環境影響評価」の項目	指針
令和6年9月下旬 第3回アセス検討委員会	(1) 「大規模建築物(高層建築物)」の環境影響評価の方法 (2) 「複合事業」の環境影響評価の方法 (3) ポジティブアセスメントの評価手法	指針
令和6年11月下旬 第4回アセス検討委員会	(1) 環境影響評価技術指針(素案)	指針
令和7年1月下旬 第5回アセス検討委員会	(1) 環境影響評価技術指針(案)	指針

※ アセス検討委員会＝熊本市環境影響評価技術指針等検討委員会